

**【重要】日本人学部学生（志願者を含む）のみなさんへ**  
－2020年度の授業料等減免（支援）制度について－

## 1. 修学支援新制度の実施について

2020年度から【国の高等教育の修学支援新制度】（以下新制度）が始まります。

新制度は、住民税非課税世帯等を対象とし、奨学金の給付と授業料等の減免を一体的に行うものであり、日本人学部学生の授業料等免除は、この新制度へ移行します。

制度詳細：<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

新制度では日本学生支援機構が支給する給付型奨学金と大学が行う授業料等減免についてセットで申込をする必要があります。

高校で既に予約採用を受けている方は『**入学手続時**』※詳細は入学手続書類で確認ください、在学中の学生で11月の予約採用に応募しなかった方、並びに新入生の方で新規申請をする方は、『**4月**』より申請受付を実施します。

## 2. 本学独自の支援について

### 2-1：在学生（2019年度以前入学）の方を対象とする独自支援

上記1を申請している方で、**新制度の対象外**又は、**免除額が減少する**方について継続的な学びの支援のため以下の通り、**本学の免除基準による免除を実施します。**

#### 【減免内容】

- 1.新制度採用者については本学独自の免除結果と新制度による減免額の差分を支援します。
- 2.新制度不採用者の内、基準に適合する場合は、本学独自の免除結果まで支援します。  
(1.2共に新制度の結果に関わらず、従来の大学基準による免除額まで免除します)

※申請時点の経済状況等によっては、**前年度免除結果と異なる結果となる可能性があります。**

#### 【支援対象者】

新制度の授業料減免に申込済みの者

(新制度の申請をせずに、本学独自免除の申込みをすることは出来ません)

## 2-2：新入生（2020年度入学）の方を対象とする独自支援

授業料等減免制度は国の制度に準じ、新制度による支援のみを実施します。

但し、修学支援事業基金（本学を支えてくださる方々からの寄附金）を活用し、新制度を申請の上、支援対象外となった方を対象として、本学の基準に適合している方のうち、選考の上、奨学金を支給することがあります。

### 【支給額】

10万円（一括支給）

### 【支援対象者】

以下の要件を全て満たす者を対象とします。

- 1.新制度の授業料減免に申請の結果、支援対象外となった者
- 2.本学免除基準に該当するなど経済的に困窮している者

### 【選考時期】

令和3年1月頃を予定

※選考時期について変更となる可能性があります。

各支援の申請方法、提出書類等の詳細は今後、HP及び学内掲示板により周知しますので、希望者は必ず確認をするようにしてください。

※確定後の内容について、下記ウェブページ（QRコードリンク先）内で掲載予定です。

<https://www.kaiyodai.ac.jp/student/economicalassistance/feexemption>

